

2014年12月25日
(一財)日本エネルギー経済研究所 理事長 豊田 正和

1. 産業部門の省エネルギー推進に関して

前回は申し上げたが日本経済の長期のデフレにより設備投資が抑制されており設備の高経年化が進んでいるので、これら生産設備の更新によるエネルギー効率の向上が期待できる。今後も日本国内での生産活動を継続し、エネルギー効率を向上させ産業の競争力を維持するためには設備更新は急務であるので、設備投資補助金、法人実効税率の軽減、固定資産税の見直しなどによる支援が必要である。

2. 業務・家庭部門での省エネルギー推進に関して

「ZEBの市場形成」、「ZEHの目標前倒し導入」、「省エネ基準適合義務化に向けた制度整備」、「既存建物での省エネルギー推進」、「面的エネルギー利用の推進」について提言させていただく。

(1) ZEBの市場形成のための施策

ZEBの実施には今後も大幅な技術開発やコスト低減が必要であり、ZEBの市場が形成されるまでの一定期間は、海外の事例にあるようなある程度厳密ではなくてもZEBとして制度上柔軟に運用する、もしくは達成度に応じてランク付けを行い補助率を差別化することで、普及促進を図ることも考えてはどうか。

「(注) ZEB導入が進む諸外国ではZEBの定義が様々であるものの、日本ほど考え方が厳格ではない場合が実情であり、経過措置として現状ではコンセント需要を控除するといった定義付けをしている場合が多い。例えばフランスでは、2020年までに新築住宅と建築物でのZEB化(ポジティブエネルギー化)を目指しているが、現状のZEB定義では家電やOA機器のエネルギー需要を控除し、空調・換気・給湯・照明・補助装置を対象として平方メートル当たりのエネルギー消費基準を設定している。普及促進を図る観点からZEBのランク付けを行い、実現しやすいものから導入促進を図る必要がある。またZEB普及促進に向け、ランクに対応した固定資産税減税といった優遇税制措置を導入するなどインセンティブの付与も重要。」

(2) ZEHの目標前倒し導入

ZEHによって達成し得るゼロエネルギー化に向けたポテンシャルをより早い段階で開拓するためにも、2030年に新築の100%をZEHとする政府目標を前倒ししての実現を目指してはどうか。またそのための大胆な支援措置の検討をお願いしたい。

(3) 「住宅の」省エネ基準適合義務化に向けた制度整備

2020年までに省エネ基準の適合義務化に向けた準備が進められているのはこの部門での更なる省エネの推進のためには必要不可欠と考える。意義深い。具体的な制度設計に際しては、施工業者や消費者の過大な負担にならないように、仕様基準の構築、低利融資や補助金支給策、またその実施のための円滑な省エネ性能評価制度の構築が必要である。

(4) 既存建物の省エネルギー推進

既存建築物の高断熱化に向けた改修は、追加的な省エネルギーポテンシャルを有しており、推進に向けインセンティブ等を付与することは重要である。具体的には、空調需要の節減に大きく寄与しうる高効率窓や壁面断熱等への住宅エコポイントの付与は経済的インセンティブとなることに加え、消費者啓発の観点からも既に大きな効果を上げており、その実施が望まれる。

(5) 建物における面的エネルギー利用の推進について

産業部門でのエネルギーの面的利用と同様に、建物においても面的利用の効果があると思われる。一方で近年あまり普及が進んでいないのも現実である。面的利用を促進するための法制度の整備や支援策の実施を検討願いたい。